

令和 8 年度 大阪府公立学校教職員採用選考テスト受験案内

【離職者再採用】

《インターネットによる受付期間》 ※原則インターネット申込みです。

令和 7 年 4 月 7 日（月曜日）午後 2 時から令和 7 年 11 月 4 日（火曜日）午後 6 時まで

令和 7 年 3 月 7 日

大阪府教育委員会

1 選考職種、職階

○ 選 考 職 種

募集職種のうち、大阪府内公立学校において勤務実績がある職種

※募集職種は、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教員、農芸員及び義務教育諸学校事務職員です。

現在の募集状況は、下のQRコードからアクセスし、ご確認ください。

※募集職種及び教科は、年度途中で停止又は追加する場合があります。



○ 職 階

再採用時の職階は次のとおりです。

- （１）退職時に校長、准校長、副校長、教頭、首席、指導教諭、指導養護教諭、指導栄養教諭であった者は、教諭、養護教諭、栄養教諭
- （２）（１）を除く者については、退職の日における職階又は当該職階より下位の職階

2 受験資格

○ 結婚、出産、育児、介護、進学、転職等の理由により大阪府内公立学校の教職員（校長、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する教員（講師を除く）、実習教員、農芸員及び義務教育諸学校事務職員であり、人事権移譲後に政令指定都市及び豊能地区の小学校、中学校、義務教育学校で引き続き勤務する者を除く）を退職した者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 1 当初採用時に、大阪府教育委員会が実施する採用選考テストに合格し、大阪府教育委員会において任命した教職員であること
 - ※ 大阪府内公立学校に配属後、人事交流により市町村教育委員会に採用され、人事交流中に同委員会を退職した教職員を除く
 - ※ 大阪府教育委員会が実施する採用選考テストとは、障がい者を対象とした特別選考を含むものとし、当初合格した選考種別の再採用選考テストに申し込んだものとみなします（ただし、在職中に転任選考に合格した教職員はこの限りでない）
- 2 教職員として 4 年以上の実務経験を有すること
 - ※ 一般職非常勤職員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、任期を定めて任用される職員又は会計年度任用職員として勤務した期間を除く
 - ※ 休職・停職期間を除く
- 3 令和 8 年 4 月 1 日時点で定年退職となる年齢（62 歳）に到達していないこと
- 4 受験申込日の前日から起算して退職後 2 年以上経過していること
- 5 大阪府教育委員会において、懲戒免職の処分を受けたことがないこと

- 6 大阪府教育委員会において、分限免職（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合の分限免職を除く）の処分を受けたことがないこと
- 7 定年により退職した教職員ではないこと
- 8 特別退職措置要綱の適用を受けて退職した教職員ではないこと
- 9 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に該当しないこと（P. 4 参照）
 - ※ 学校教育法第 9 条に定める教員等の欠格事由の一つである「禁錮以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にある者も含まれます。
 - ・ 禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・ 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく 10 年を経過するまでの間
- 10 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しないこと（P. 4 参照）
- 11 教諭、養護教諭、栄養教諭として再採用を希望する場合、再採用を予定する年度の 4 月 1 日時点において必要かつ有効な教員免許状を有すること
- 12 当初採用時に、障がい者を対象とした特別選考に合格した教職員が再採用選考を受験する際は、次のいずれかの要件を満たしていること
 - ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ・ 都道府県知事、政令指定都市市長若しくは児童相談所を設置する中核市の市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

○ 日本国籍の有無は問いません。

※ 日本国籍を有しない者は、申込みの際、本名を記入してください。

3 選考日及び選考方法

- 選考日 申込に応じて個別に実施します。
- 選考方法 面接考査及び教職員として在職していた期間における勤務実績の結果により行います。
※ただし、受験申込日の前日から起算して退職後 6 年以上経過した校長及び教員は模擬授業を、その他の職種の者は筆記考査（作文）を選考方法に追加します。

4 受験手続

受 付 期 間	令和 7 年 4 月 7 日（月曜日）午後 2 時から 令和 7 年 11 月 4 日（火曜日）午後 6 時まで	
申 込 方 法	・ インターネットにより申込みを受付けします。 右の QR コードから申込みページにアクセスし、必要事項の入力と以下の提出書類をアップロードしてください。 以下のホームページからもアクセスできます。 《離職者再採用選考ホームページ》 (https://www.pref.osaka.lg.jp/o180110/kyoshokuin/saisaiyo.html)	
提 出 書 類	◆ご自身の写真 上半身、脱帽、正面向で半年以内に撮影した写真（jpeg 形式）	

5 採用

最終合格者は、原則として令和 8 年 4 月 1 日に採用する予定です。ただし、採用時において、受験資格を満たさない場合には採用されません。また、採用から 1 年間（教諭（支援学校の幼稚部に限る）、養護教諭、

栄養教諭、実習教員、農芸員及び義務教育諸学校事務職員においては6か月間）は条件付採用であり、その間にその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

6 勤務条件等

○ 給与

給料月額、任用される職階により下記のとおり決定します。

（退職時と同一職階に任用される場合）

退職時の職務の級及び号給を基礎に、退職後の経歴を加算

（退職時より下位の職階に任用される場合）

退職時の職務の級及び号給から降格させた後の職務の級及び号給を基礎に、退職後の経歴を加算

※ 給料月額のほかに、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。

※ 60歳に達した日以降の採用者の給料月額は、上記により決定した額の7割水準となり、諸手当は手当の種類により7割水準となるものがあります。

※ 再採用時の年齢等に関わらず、再採用後も、条件に応じて、退職手当の支給対象になります。

○ 勤務時間

週当たり 38 時間 45 分（月～金／勤務日、土・日／週休日、祝日・12/29～1/3／休日）

昼間に授業を行う学校又は課程／8 時 30 分から 17 時 00 分（休憩時間 45 分：11 時 00 分から 14 時 00 分までの間に置く）

夜間に授業を行う学校又は課程／13 時 15 分から 21 時 45 分（休憩時間 45 分：14 時 00 分から 17 時 45 分までの間に置く）

※ 基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。

○ 時間外勤務あり

※ 教育職員は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条に該当する場合に限る。

○ 休暇

年次有給休暇あり 1 年間につき 20 日

特別休暇あり 結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等

7 その他

○ 受験に際しての配慮（車椅子の使用等）が必要な場合は、必ず申込時に「受験上の配慮を要する事項の有無」の項目で「有」を選択してください。

○ 当初採用時に、障がい者を対象とした特別選考に合格した教職員については、面接選考の受験当日に、2 受験資格の 12 に示す手帳又は判定書を提示するとともに、その写しを提出してください。また、令和 8 年 4 月 1 日時点で有効な手帳又は判定書の原本を提示できない場合は、選考に合格した場合であっても合格を取り消します。

○ 提出のあった手帳の写し又は判定書の写しについては、採用後、大阪府教育委員会のほか、勤務先の学校・市町村教育委員会において人事情報として保有します。なお、この情報に基づき、障がい者雇用状況の報告等において雇用する障がい者数に含めることを採用手続きの際に確認します。

○ 電子申請（インターネット）による申込内容や提出書類の情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。なお、各情報は選考テストの実施以外に個人が特定されない形で統計処理し、今後の選考の円滑な実施、採用選考に関する業務に用いる場合がありますが、それ以外の目的に使用することはありません。

○ 受験要件等を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、あるいは、申込内容等に虚偽の記入があった場合には、合格の取り消し又は受験を無効とすることがあります。

○ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用し、その職名は「教諭（指導専任）」とします。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。

8 参考（関係法令）

〔地方公務員法〕

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （２）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- （３）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- （４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〔学校教育法〕

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- （１）禁錮以上の刑に処せられた者
- （２）教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- （３）教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- （４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〔地方公務員法 附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）〕

第 3 条 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

〔学校教育法 附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）〕

第 3 条 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

〔民法の一部を改正する法律 附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 149 号）〕

第 3 条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第 846 条、第 974 条及び第 1009 条の改正規定を除き、なお従前の例による。

【お問合せ先】 府民お問合せセンター「ピピっとライン」

電話：０６－６９１０－８００１

平日 午前 9 時～午後 6 時（土日祝日、年末年始休み）